

令和7年度
民間団体等奨学生
推薦候補者登録要項

大阪大学吹田学生センター

目 次

登録申請にあたってと選考基準	<u>3 p</u>
民間団体等奨学生採用までの流れ	<u>4 p</u>
登録申請方法	<u>5～6 p</u>
各種注意事項	<u>6～9 p</u>
家庭状況調書（様式2）の記入上の注意事項	<u>10～12 p</u>
証明書類一覧	<u>13～15 p</u>
給与所得金額早見表	<u>16～17 p</u>
その他・問い合わせ先	<u>18～19 p</u>

地方公共団体及び民間団体^(※1)による奨学金^(※2)は、学業優秀・品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対し、将来社会に貢献しうる人材を育成することを主目的とする奨学支援制度です。 ※1 以下、「団体」という。 ※2 以下、「民間団体等奨学金」という。

【登録申請にあたって】

民間団体等奨学金は、学生から団体に直接応募する奨学金（直接応募）、大学へ推薦依頼がある奨学金（大学推薦）に分類されます。本要項は、大学推薦の奨学金への候補者登録に係るものです（具体的な奨学金情報については、別表を参照のこと）。

大学からの被推薦者は、大学に事前に登録申請した人の中から決定し、学業成績基準を満たす者のうち、家計困窮度（日本学生支援機構の基準を準用。）がより高い学生から優先して、支援内容がより手厚いと大学が判断する団体に推薦します。

大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、団体から求められる活動（団体主催の交流会、面談、研修会等への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出、卒業後の交流など）を確実に積極的に行うという、奨学生としての義務を果たさなければなりません。

これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もあり、また今後の本学からの推薦の信頼度を落とし、後輩の採用に影響を及ぼす可能性があることから、これらを遺漏なく行える人を被推薦者として選考します。

民間団体等奨学金を希望する場合は、この要項を熟読し、大学からの連絡・指示には迅速・適切に対応が必要であること及び団体が定める奨学生としての義務を果たさなければならないことを十分に理解した上で、登録申請してください。

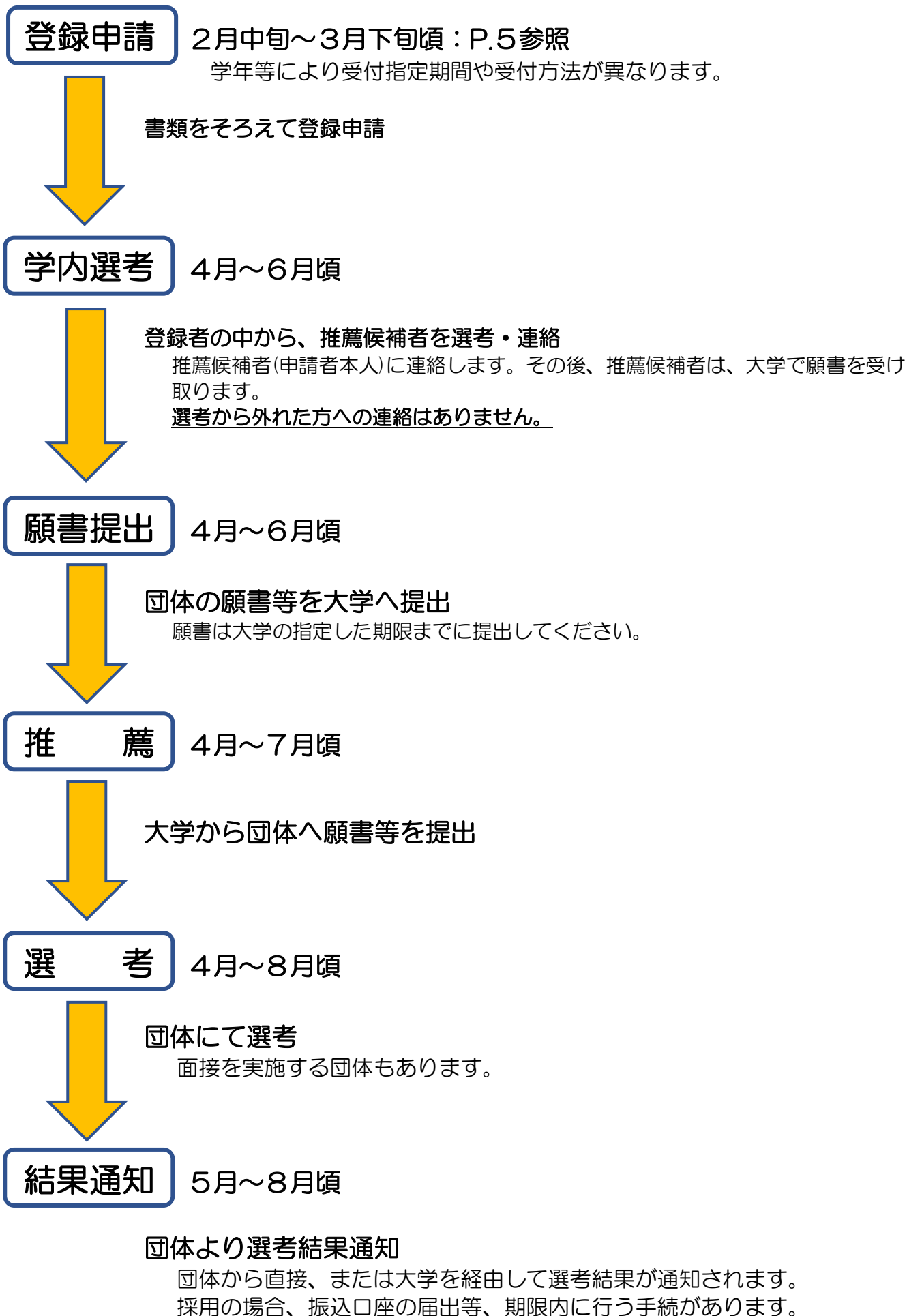
※注意※ 以下の方は、登録申請の対象となりません。

- ・外国人留学生の方
- ・学業成績不振による留年者
- ・海外留学のための修学援助を受けようとする方
（新生は入学後、KOAN 掲示板の『海外留学』を参照。）
- ・成績計算表（様式3）で算出された数値が3.5未満の方
- ・P.6の表で「不可」に該当の方

【選考基準】

1. 学業成績基準を満たす者のうち、家計困窮度（日本学生支援機構の基準を準用。）がより高い学生から優先して、支援内容がより手厚いと大学が判断する団体に推薦する。
2. 成績計算表（様式3）により算出した平均値が3.5以上
3. **大学推薦は、原則、1人1団体。**

【民間団体等奨学生採用までの流れ】



【登録申請方法】

●申請受付期間

対象：在学生・大学院新1年生・学部新入生（編入学）	
受付期間	令和7年2月20日(木)～3月10日(月) <u>16:30</u> まで（土日祝日を除く）

対象：学部新1年生	
受付期間	令和7年3月12日(水)～3月24日(月) <u>16:30</u> まで（土日祝日を除く）

◇注意事項

※以下の事由を除き、受付期間後の登録申請は、いかなる事由があっても受け付けません。

＜大学院新1年生・学部新入生（編入学）＞

合格発表日が、受付期間最終日間近もしくは受付期間後に設けられている研究科に入学する方については、合格発表日から(発表日を含めて)4日後の消印有効とします（学内BOXへの投函についても、合格発表日から4日後の16:30まで。）。

※特に在学生においては、秋～冬学期履修科目の全成績が発表されてから登録申請するよう注意してください（成績集計に影響が出るため。）。

●受付方法(全学生共通)

学内に設置のBOXへ投函または郵送受付

◇学内BOXへの投函の場合（受付最終日の16:30まで）

学内BOX設置場所 P.19参照

- ・吹田キャンパス I Cホール1階 吹田学生センター前
- ・豊中キャンパス 学生交流棟2階 豊中学生センター入口左側
- ・箕面キャンパス 外国学研究講義棟2階 ホワイエ階段付近

※封筒に、学籍番号、カナ氏名及び「民間奨学金登録申請」と記入し、投函してください。

◇郵送の場合（受付最終日の消印有効）

※「角形A4封筒」か「角形2号封筒」に封入の上、封筒表面に「民間奨学金登録申請」と朱書きし、必ずレターパックライトまたは特定記録で送付してください。

書類受領の連絡はしませんので、追跡番号等で各自ご確認ください。

〔送付先〕〒565-0871 吹田市山田丘1-1 大阪大学吹田学生センター

●提出書類（在学生・新入生共通）

1：民間団体等奨学生推薦候補者登録願（様式1）
2：家庭状況調書（様式2）
3：成績計算表（様式3） ※学部1年生は不要。
4：提出前チェックリスト（様式6）
5：成績証明書（P.13参照）
6：家計に関する証明書類（P.14～15参照）

※書類はすべて、**A4サイズ・片面印刷**で用意してください。

※すべての書類につき、**ホッチキス留めはしないでください**（クリップで留めること。）。

※提出が難しい書類がある場合でも、**（様式1）及び（様式2）については、必ず受付期間内に提出してください。**

※必ず**申請者本人が各書類を記入**してください。本人以外が記入した場合、登録の対象としません。

※提出された書類に関して、不備や確認を要する事項が見つかった場合は、追加書類の提出や事実確認を求めます。大学から連絡があった場合は、速やかに対応してください。

※**書類の確認ができない・大学からの質問への対応が一定期間ない場合は、学内選考の対象外とします。**

【他の奨学金を申請中・受給中の場合について】

他の奨学金を申請中・受給予定の場合における登録申請の可否は、下表のとおりです。

「可」であっても、紹介する奨学金の募集要項に適合するか確認が必要です。

候補者登録願（様式1）には必ず**正確な情報を記入し、提出後に状況変更がある場合は必ずメールにより報告**してください（日本学生支援機構奨学金については不要。メール送信例は次頁参照）。

他の奨学金		登録申請：可否
日本学生支援機構奨学金		可
民間団体等奨学金	大学推薦	令和7年3月時点で申請中：可 ^(※1) 令和7年4月以降 受給決定 ：不可 ^(※2)
	直接応募	併給不可であり、令和7年4月以降 受給決定 ^(※3) ：不可 総長の推薦状により申請し、令和7年4月以降 受給決定 ^(※4) ：不可 上記以外：可

(※1) 申請中のものが採用となった場合は、登録申請は自動的に取り下げとなります。

(※2) 学部時代に受給した大学推薦の奨学金に進学継続の制度があり、大学の手続を要せずに大学院に継続となった場合も含まれます（大学推薦の状態が継続しているものとみなします。）。

(※3) 令和7年4月以降に受給する奨学金が併給不可と定められている場合を指します。

(※4) 大学推薦の奨学金と同様とみなします。

(参考) 候補者登録願提出後のメールによる報告例：

件 名：民間奨学金について

送信先：gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp (吹田学生センター・民間奨学金担当)

本 文：①申請報告の場合

吹田学生センター・民間奨学金担当 御中

学籍番号〇〇の××と申します。

候補者登録願提出後、以下の奨学金を追加で申請したので報告します。

・奨学金名 : 〇〇奨学会 <https://www.〇〇.or.jp>

・採否決定時期：6月予定

・内 容 : 月額〇万、給付、併給可

②結果報告の場合 (登録願で申請中としていたもの、①にて追加申請として報告したもの)

吹田学生センター・民間奨学金担当 御中

学籍番号〇〇の××と申します。

以下奨学金の結果をお知らせします。

・奨学金名：〇〇奨学会 <https://www.〇〇.or.jp>

・採 否：採用

・内 容：月額〇万、給付、併給可

※文中の学籍番号は学生証を確認してください。新入生で学籍番号がわからない場合は所属・学年を明記ください。

【学内選考について】

学内選考は、原則として、日本学生支援機構の家計基準及び成績基準を準用して行います。団体の募集要項に適合するかについても確認します。

登録申請しても必ず推薦されるとは限らず、また、希望の団体を本人が選択することはできません。

また、以下においては、選考される可能性は低くなります。

- ・家族総収入金額が1千万円を超える場合
- ・募集が集中する4月下旬から6月頃を過ぎても大学から連絡がない場合

【推薦について】

1. 登録者から推薦候補者を選び、申請者本人に電話またはメールで連絡します。
連絡が取れない場合は、推薦候補者から外れる場合があります。
2. 推薦候補者に選ばれたら、大学まで、団体の所定の願書の受け取り及び説明を受けに来てください。
3. 申請書類（願書など）を指定する期日までに大学まで提出してください。
指定期日を厳守できない場合、他の推薦候補者及び大学に不利益を与えることに留意してください。
4. 大学が行うのは、あくまでも「推薦」です。奨学生の選考は各団体が行うため、採用されるとは限りません。

【併給について】

大学推薦の奨学金には、他の奨学金との併給に制限を設けているものが多く存在します。併給自体を不可としているものもあれば、「他団体と併せて●万円以内に収めること」という制限を付すものもあります。ついては、以下についてご留意ください。

<学内選考時>

- ・併給不可の奨学金を別途申請中の場合、原則として、当該奨学金の結果が出るまでは、大学推薦の奨学金には推薦しません。 P.6 のとおり、学生から状況を随時報告してください。

<団体への申請後>

- ・「大学推薦・併給可」の奨学金の申請後に別の奨学金に申請する場合は、「直接応募・併給可」の奨学金に申請してください。

【辞退について】

大学推薦の奨学金には、本学を対象校としてご指定いただいたものも多く存在します。

この関係上、合理的な理由がない限り、団体への申請後の辞退は原則的に認めません。

特に、別の奨学金への申請・採用を理由として大学推薦の奨学金を辞退することは認めません（ただし、学振特別研究員等、キャリア形成に関わる場合はご相談ください）。

より多くの支援が必要な場合は、前項のとおり、大学推薦と直接応募の併給にて検討してください。

【選考結果について】

選考結果は、団体又は大学から連絡します（団体の募集要項を確認ください）。
採用されたら採用手続を要する場合がありますので、期限までに対応してください。

【その他注意事項】

- * 登録は令和7年度限り有効です。
- * 以下の場合についても、大学にメールにて報告してください(送信例は P.7 に即して下さい)。
 - ・登録を取り下げる
 - ・家計状況が急変した
- * 一部、健康診断証明書の提出を求める団体があります。年度初めの[学生定期健康診断](#)を必ず受診してください。

【家庭状況調書（様式2）の記入上の注意事項】

○令和7年4月1日現在の情報で記入してください。

◆続柄・氏名・年齢

・父母及び同一生計の方を全員記入。

・別居独立の生計を営む兄弟姉妹や、別居独立の生計を営む祖父母等の記入は不要です。

同一生計とは…父母と同居している家族及び同居・別居問わず父母（またはそれに代わって家計を支える者）の所得により生計を共にしている扶養親族のことをいいます。

※注）源泉徴収票または確定申告書に、令和7年4月1日現在において同一生計でない兄弟姉妹等が含まれている場合は、家庭状況調書（様式2）の余白に該当者の氏名、続柄、具体的な事由（例：令和6年10月就職により転居・別生計）を記載願います。

◆職業等

会社員、パート、食品小売業、小学校教諭等、具体的に記入してください。

◆収入・売上金額A、控除額（給与所得者）・必要経費（事業所得者）B、所得金額C（A-B）

・父母または父母に代わって家計を支えている方のみ記入。

・令和6年分源泉徴収票・確定申告書をもとに記入。

・同一人で複数の所得がある場合は、所得の種類ごと（給与、年金等、事業（営業等）、事業（農業）、不動産、配当、他）に記入。

・各世帯員の収入金額の千円以下は切り捨てて記入。

・令和6年1月2日以降に就職や転職をした場合は、年収見込み証明書（令和7年4月1日から令和8年3月31日）または、給与明細（最近3カ月分）を基に年間所得を算出して記入。

ボーナスがある場合：平均月額（給与明細の支給額（控除前）－通勤手当）×15

ボーナスがない場合：平均月額（給与明細の支給額（控除前）－通勤手当）×12

【給与所得者（年金受給者含む）】

〔A欄〕令和6年分の源泉徴収票の支払金額を記入（千円以下切り捨て）。

同一人で2つ以上の給与収入がある場合は、各支払金額の合算額を記入すること。

〔B欄〕自動計算。（A欄の金額をP.16～17の「給与所得金額早見表」の「収入金額」に当てはめて算出したもの。）

※父母のうち、収入が多い方のみP.16の給与所得金額早見表「主たる家計支持者（給与収入が多い者）」に基づき記入し、それ以外の給与所得者（父母のうち収入が少ない方等）はP.17の「従たる家計支持者（収入が少ない者）」に基づき記入してください。

【給与所得以外の所得者】

1. 商業、工業、農業等に従事している場合は、確定申告書（控）から収入・所得金額を、千円以下は切り捨てて転記してください。
2. 所得金額がマイナスの場合は「0」を記入してください。

「令和6年分」の書類をもとに、様式2に数字を記入してください。

【給与所得の場合の記入例】

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

住所 吹田市山田丘1番1号	氏名 奨学 一郎
給与・賞与 8,309,654	給与所得控除後の金額 6,278,688
源泉徴収税額 320,600	所得控除の額の合計額 3,072,448

生計維持の主従の別に応じて、自動計算されます。

(様式2)

続柄	生計維持	氏名	年齢	職業等	種別	収入・売上金額 A (税込) 万円	控除額 (給与所得者) 必要経費 (事業所得者) B 万円	所得金額 C(A-B) (税込) 万円
父主		奨学 一郎	54	会社員	給与	830	408	422
母従		奨学 春子	53	パート	給与	父と同様に記入。収入がなければ、“0”を記入。		

【給与所得以外の場合の記入例】

北 税務署長 令和 0 年分の所得税の確定申告書B
06年3月7日

住所 山梨県甲府市甲府 氏名 奨学 一郎
性別 男 職業 家具販売 原簿・簿号 奨学家具店 世帯主の氏名 奨学一郎 世帯主の続柄 本人
マイナンバー 7774084
電話番号 055-000-0000

マイナンバーは黒塗するなどして、番号が見えないようにしてください。

収入金額	営業等	7774084
収入金額	不動産	1200000
所得金額	営業等	1484318
所得金額	不動産	1200000

自動計算されます。(様式2)

続柄	生計維持	氏名	年齢	職業等	種別	収入・売上金額 A (税込) 万円	控除額 (給与所得者) 必要経費 (事業所得者) B 万円	所得金額 A-B (税込) 万円
父主		奨学 一郎	54	家具販売 アパート経営	事業 (営業等) 給与以外 不動産	777 120	629 120	148 0

【同一生計の家族について】

◆就学者（本人を除く）

『就学者』欄に記入するもの

小学校・中学校	特別支援学校を含む
高等学校	通信制、専攻科、特別支援学校を含む
高等専門学校	専攻科を含む
大学	大学院、短期大学、大学・短大の専攻科 大学・短大・大学院の通信制を含む 放送大学の全科履修生を含む
専修学校	高等課程、専門課程のみ

就学者に含めないもの（『就学者を除く家族』欄に記入するもの）

専修学校（一般課程）
大学等の科目等履修生・聴講生・研究生、放送大学の科目履修生、選科履修生
各種学校（予備校、職業訓練学校等）、語学学校

- ・令和7年4月1日現在、在学する学校について、設置者、学校種別、通学別、確定未定の別のそれぞれの該当するものを選択してください。
- ・放送大学の全科履修生、海外の大学は私立大学生としてください。
- ・受験等により令和7年4月現在の進路が確定していない場合は、「続柄」「氏名」「年齢」のみ記入し、「確定未定の別」は「未定」を選択してください。また、進路が確定次第「進学先」について大学に連絡してください（確定の連絡があるまでは学内選考の対象になりません。）。

◆本人

通学区分について該当する方に○を付けてください。

【特別控除される項目について】

以下の項目に該当し、控除を受けようとする場合は○を付け、合わせて必要書類を提出してください。

(P.14～15参照)

母子、父子世帯	母または父と、就学者・18才未満の子および60歳以上の経済力のない祖父母で構成される世帯
障がい者がいる世帯	障がいのある方（障がい者手帳の交付を受けた方、公害疾病の認定を受けた方でかつ当該公害による障がいのある方、常に就床を要し介護を要する方等）がいる世帯
主たる家計支持者が別居している世帯	主たる家計支持者が単身赴任によって別居している世帯で、別居により特別に住居費、光熱・水道費、家具・家事用品の出費がある場合
長期療養者がいる世帯	申請時において、6カ月以上にわたる期間療養中の方、または療養を必要と認められた方がいる世帯
火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯	令和6年1月から申請時まで被害を受けたために、支出の増大や収入の減少により、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮する場合

【証明書類一覧】

1. 【全員要提出】 本人の成績証明書 ※原本提出（コピー不可）

学部	新1年	高等学校の調査書（厳封されているものは開封せずに提出） <成績証明書ではないので注意>
	新2年以上	学部の成績証明書
大学院	新1年	前の課程の成績証明書 例：博士前期課程新1年 → 学部の成績証明書
	新2年以上	現在の課程の成績証明書 例：博士前期課程新2年 → 博士前期課程の成績証明書

※証明書類は、可能な限り、「卒業」「修了」の表記のものをご用意ください。

受付期間内での入手が難しい場合は「見込」のものでも差し支えありませんが、団体への申請に備え、「卒業」「修了」の証明書を並行して入手してください。

※外国の大学等の成績証明書で、日本語以外で記載されているものについては、必ず和訳したものを添付してください。

※履修した全ての科目の成績が揃っていない場合は、提出前チェックリスト(様式6)に「後日提出」の旨記載し、成績計算書(様式3)とともに **3月25日(火)までに提出**してください。提出されるまでは、選考の対象になりません。

ただし、在學生はこの限りではありません。受付期間内に必ず提出してください。

※成績証明書を発行する課程に転入学・編入学した場合は、前所属及び現所属の両方の成績証明書を提出してください。

例：他大学から外国語学部3年に編入学し、4月時点で学部4年生の場合、大阪大学の成績証明書と編入学前に在籍の大学の成績証明書の両方が必要。

※令和7年3月時点で10月入学の1年生の場合は、前所属及び現所属の両方の成績証明書を提出してください。

2. 【全員要提出】 最新の課税証明書（所得証明書） ※原本提出（コピー不可）

父母及び同一生計の家族全員分につき、提出してください。

※本人、就学者、未就学児の分は不要です。

※別居独立の生計を営む兄弟姉妹や別居独立の生計を営む祖父母の分は不要です。

※市区町村役場で発行されます。必ず所得控除の内訳（配偶者控除・扶養控除・所得控除額等）が記載されたものを請求してください。所得証明書が発行されない場合は「非課税証明書」を提出してください。

3. 【該当のものを要提出】収入を証明する書類

父母または父母に代わって家計を支えている方の分につき、下表に基づき提出してください。

※勤務形態（正規・非正規）を問わず必要です。

※（写）となっている提出書類は、原本ではなくコピーを提出してください。

また、すべて **A4サイズ・片面印刷** に統一してください。

区分	必要書類	発行場所等
給与所得者	◇最新の源泉徴収票(写)	勤務先
給与以外の収入がある者 又は 複数の収入がある者	◇最新の確定申告書の控の第一表・第二表(写) ※受付印のあるもの（電子申告の場合は受付番号が記載されたもの）	
退職（予定）者 ※申請前6カ月程度	◇退職（予定）証明書(写) （退職の事実が確認できる書類）	勤務先
失業給付金受給者	◇雇用保険受給資格者証(写) ※両面：支給日数と支給日額が明記されていること。	ハローワーク
令和6年の途中及び 令和7年の就職・転職者	◇年収見込証明書 （令和7年4月1日～令和8年3月31日分） ※余白に年収推定金額の計算式を明記してください。 給与明細書の場合の推定計算式 ボーナス有：平均月額〔支給額(控除前)－通勤手当〕×1.5 ボーナス無：平均月額〔支給額(控除前)－通勤手当〕×1.2	勤務先 ※会社の公印が押印されていれば、書式に指定はありません。
恩給・老齢年金・遺族年金・障害年金	◇直近の決定（改定）通知書(写) ◇直近の振込通知書(写) ※余白に1年間の振込回数と年額を明記してください。 なければ、年金所得の最新の源泉徴収票の金額を記入してください。	都道府県保険課 市区町村役場 日本年金機構 等
生活保護の認定を受けている場合	◇保護決定（変更）通知(写)	都道府県 市町村役場
児童扶養手当等受給者	◇児童扶養手当証明書等(写)	
母子・父子世帯	上記必要書類等（課税(所得)証明書、源泉徴収票、遺族年金の振込通知書(写)、児童扶養手当証明書(写)）で母子父子世帯であることがわかる状態になっているか確認してください。 例：源泉徴収票 = 「ひとり親」欄に「○」 課税(所得証明書) = 「ひとり親控除」の記載がある これらの書類でわからない場合は、この他にも証明書類の提出を依頼する場合があります。	都道府県または市

区分	必要書類	発行場所等
障がい者がいる世帯	◇障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証・要介護認定証 いずれも(写)	
主たる家計支持者が別居している世帯 (単身赴任等)	◇様式4：別居経費算出表 ◇住居費・光熱水道費の領収書(写) (令和6年2月分～令和7年1月分) ※ガス、電気等の「使用量のお知らせ」では代用できません。 ※必ず月毎に並べてください。 ※家計支持者の単身赴任を想定したケースです。 学生が実家から離れての一人暮らしは該当しません。	電気・ガス会社等 勤務先等
長期療養者がいる世帯	◇様式5：療養費算出表 ◇医師等の診断書(写) ◇介護保険被保険者証(写) ◇経常的に特別の支出をしている金額を証明する領収書(写)等 (令和6年2月分～令和7年1月分) ◇生命保険の入院給付金、退職等に伴う傷病手当金がある場合は、支給額、支給日を証明するもの(写) ◇高額療養費支給通知書(写) ※領収書(写)については、診断書ごとにまとめ、提出してください。 ※診断書の無いものについては対象外です。	医療機関 市区町村 薬局 等
火災・風水害等の被害を受けた世帯 (令和6年1月から申請時までの被害)	◇罹災(被災)証明書 ◇被災額および損害保険金等により補償される金額を明らかにする書類	消防署市区町村役場等

◎その他の注意事項◎

- * 本人の収入のみで生計を立てている場合であっても、民間団体等奨学金においては、原則として、父母等の扶養家族となっている状況を想定し、困窮度を判定します。よって、父母が存在する場合は、父母の所得関係書類が必要です。
- * 親類等から生活援助を受けている場合やアルバイト等で証明書が発行されない場合は、本人の申立書（A4サイズ、様式は任意、署名・押印したもの）を必ず提出してください。
- * 源泉徴収票・給与明細書・年金所得の源泉徴収票は、以下のとおりコピーしてください。
 - ・原本がA4サイズより小さい場合は、A4サイズ用の紙に原寸大(等倍)コピー
 - ・原本がA4サイズより大きい場合は、A4サイズ用の紙に縮小コピー
- * 公的機関が発行する書類は、**マイナンバーの記載がないもの**を提出してください。
- * 家庭状況調書に記入した事柄、特に記入した数字について、どの証明書から転記したかなどの説明が必要な場合は、メモ紙や付箋に記入して提出してください（所得証明書と源泉徴収票、確定申告書控等の金額が大きく違う場合は、後日説明を求めることがあります。）。
- * 理由によらず、提出書類は返却しません。

給与所得金額早見表

給与所得金額早見表(主たる家計支持者)(給与収入が多い者)																																			
(単位:万円)																																			
収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額						
			309	276	33	359	286	73	409	297	112	459	312	147	509	327	182	559	342	217	609	357	252	659	372	287	709	387	322	759	402	357	809	408	401
			310	276	34	360	286	74	410	297	113	460	312	148	510	327	183	560	342	218	610	357	253	660	372	288	710	387	323	760	402	358	810	408	402
1	1	0	311	276	35	361	286	75	411	297	114	461	312	149	511	327	184	561	342	219	611	357	254	661	372	289	711	387	324	761	402	359	811	408	403
			312	276	36	362	286	76	412	298	114	462	313	149	512	328	184	562	343	219	612	358	254	662	373	289	712	388	324	762	403	359	812	408	404
			313	277	36	363	287	76	413	298	115	463	313	150	513	328	185	563	343	220	613	358	255	663	373	290	713	388	325	763	403	360	813	408	405
			314	277	37	364	287	77	414	298	116	464	313	151	514	328	186	564	343	221	614	358	256	664	373	291	714	388	326	764	403	361	814	408	406
			315	277	38	365	287	78	415	299	116	465	314	151	515	329	186	565	344	221	615	359	256	665	374	291	715	389	326	765	404	361	815	408	407
268	268	0	316	277	39	366	287	79	416	299	117	466	314	152	516	329	187	566	344	222	616	359	257	666	374	292	716	389	327	766	404	362	816	408	408
			317	277	40	367	287	80	417	299	118	467	314	153	517	329	188	567	344	223	617	359	258	667	374	293	717	389	328	767	404	363	817	408	409
			318	278	40	368	288	80	418	299	119	468	314	154	518	329	189	568	344	224	618	359	259	668	374	294	718	389	329	768	404	364	818	408	410
269	268	1	319	278	41	369	288	81	419	300	119	469	315	154	519	330	189	569	345	224	619	360	259	669	375	294	719	390	329	769	405	364	819	408	411
270	268	2	320	278	42	370	288	82	420	300	120	470	315	155	520	330	190	570	345	225	620	360	260	670	375	295	720	390	330	770	405	365	820	408	412
271	268	3	321	278	43	371	288	83	421	300	121	471	315	155	521	330	191	571	345	226	621	360	261	671	375	296	721	390	331	771	405	366	821	408	413
272	268	4	322	278	44	372	288	84	422	301	121	472	316	156	522	331	191	572	346	226	622	361	261	672	376	296	722	391	331	772	406	366	822	408	414
273	269	4	323	279	44	373	289	84	423	301	122	473	316	157	523	331	192	573	346	227	623	361	262	673	376	297	723	391	332	773	406	367	823	408	415
274	269	5	324	279	45	374	289	85	424	301	123	474	316	158	524	331	193	574	346	228	624	361	263	674	376	298	724	391	333	774	406	368	824	408	416
275	269	6	325	279	46	375	289	86	425	302	123	475	317	158	525	332	193	575	347	228	625	362	263	675	377	298	725	392	333	775	407	368	825	408	417
276	269	7	326	279	47	376	289	87	426	302	124	476	317	159	526	332	194	576	347	229	626	362	264	676	377	299	726	392	334	776	407	369	826	408	418
277	269	8	327	279	48	377	289	88	427	302	125	477	317	160	527	332	195	577	347	230	627	362	265	677	377	300	727	392	335	777	407	370	827	408	419
278	270	8	328	280	48	378	290	88	428	302	126	478	317	161	528	332	196	578	347	231	628	362	266	678	377	301	728	392	336	778	407	371	828	408	420
279	270	9	329	280	49	379	290	89	429	303	126	479	318	161	529	333	196	579	348	231	629	363	266	679	378	301	729	393	336	779	408	371	829	408	421
280	270	10	330	280	50	380	290	90	430	303	127	480	318	162	530	333	197	580	348	232	630	363	267	680	378	302	730	393	337	780	408	372	830	408	422
281	270	11	331	280	51	381	290	91	431	303	128	481	318	163	531	333	198	581	348	233	631	363	268	681	378	303	731	393	338	781	408	373	831	408	423
282	270	12	332	280	52	382	290	92	432	304	128	482	319	163	532	334	198	582	349	233	632	364	268	682	379	303	732	394	338	782	408	374	832	408	424
283	271	12	333	281	52	383	291	92	433	304	129	483	319	164	533	334	199	583	349	234	633	364	269	683	379	304	733	394	339	783	408	375	833	408	425
284	271	13	334	281	53	384	291	93	434	304	130	484	319	165	534	334	200	584	349	235	634	364	270	684	379	305	734	394	340	784	408	376	834	408	426
285	271	14	335	281	54	385	291	94	435	305	130	485	320	165	535	335	200	585	350	235	635	365	270	685	380	305	735	395	340	785	408	377	835	408	427
286	271	15	336	281	55	386	291	95	436	305	131	486	320	166	536	335	201	586	350	236	636	365	271	686	380	306	736	395	341	786	408	378	836	408	428
287	271	16	337	281	56	387	291	96	437	305	132	487	320	167	537	335	202	587	350	237	637	365	272	687	380	307	737	395	342	787	408	379	837	408	429
288	272	16	338	282	56	388	292	96	438	305	133	488	320	168	538	335	203	588	350	238	638	365	273	688	380	308	738	395	343	788	408	380	838	408	430
289	272	17	339	282	57	389	292	97	439	306	133	489	321	168	539	336	203	589	351	238	639	366	273	689	381	308	739	396	343	789	408	381	839	408	431
290	272	18	340	282	58	390	292	98	440	306	134	490	321	169	540	336	204	590	351	239	640	366	274	690	381	309	740	396	344	790	408	382	840	408	432
291	272	19	341	282	59	391	292	99	441	306	135	491	321	170	541	336	205	591	351	240	641	366	275	691	381	310	741	396	345	791	408	383	841	408	433
292	272	20	342	282	60	392	292	100	442	307	135	492	322	170	542	337	205	592	352	240	642	367	275	692	382	310	742	397	345	792	408	384	842	408	434
293	273	20	343	283	60	393	293	100	443	307	136	493	322	171	543	337	206	593	352	241	643	367	276	693	382	311	743	397	346	793	408	385	843	408	435
294	273	21	344	283	61	394	293	101	444	307	137	494	322	172	544	337	207	594	352	242	644	367	277	694	382	312	744	397	347	794	408	386	844	408	436
295	273	22	345	283	62	395	293	102	445	308	137	495	323	172	545	338	207	595	353	242	645	368	277	695	383	312	745	398	347	795	408	387	845	408	437
296	273	23	346	283	63	396	293	103	446	308	138	496	323	173	546	338	208	596	353	243	646	368	278	696	383	313	746	398	348	796	408	388	846	408	438
297	273	24	347	283	64	397	293	104	447	308	139	497	323	174	547	338	209	597	353	244	647	368	279	697	383	314	747	398	349	797	408	389	847	408	439
298	274	24	348	284	64	398	294	104	448	308	140	498	323	175	548	338	210	598	353	245	648	368	280	698	383	315	748	398	350	798	408	390	848	408	440
299	274	25	349	284	65	399	294	105	449	309	140	499	324	175	549	339	210	599	354	245	649	369	280	699	384	315	749	399	350	799	408	391	849	408	441
300	274	26	350	284	66	400	294	106	450	309	141	500	324	176	550	339	211	600	354	246	650	369	281												

【その他・問い合わせ先】

申請時に取得した個人情報は、民間団体等奨学金の被推薦者選考および本学における学生の修学支援に関する資料の一部として利用し、その他の目的には利用しません。

<問い合わせ先>

大阪大学吹田学生センター民間奨学金担当

(平日 8:30~17:00)

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1

e-mail: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

※件名は「民間奨学金について」として、
本文に所属・学籍番号（在学中の場合）・氏名を必ず記入
してください。

○各キャンパスの申請書類提出場所
次頁を参照ください。

(参考)

外国人留学生対象の奨学金は [【こちら】](#)

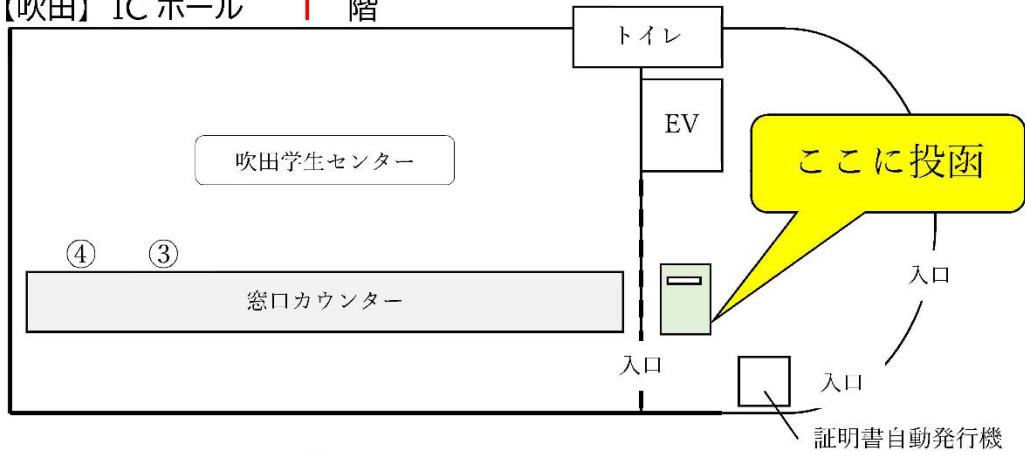
海外留学の奨学金は [【こちら】](#)

在学学生は、KOAN 掲示板（外国人留学生向け・海外留学）についても確認ください。

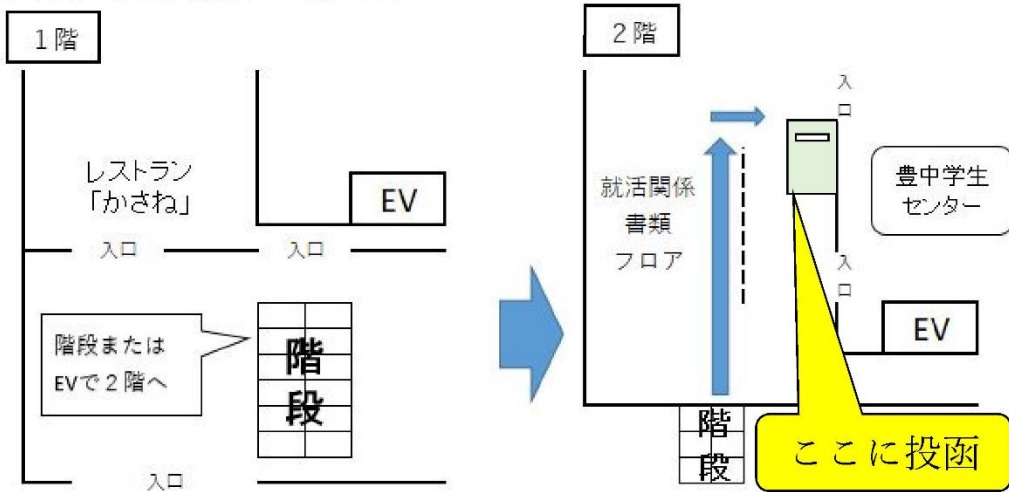
詳細については、国際部国際学生交流課にお問い合わせください。

各キャンパスの申請書類提出場所について

【吹田】 IC ホール 1 階



【豊中】 学生交流棟 2 階



【箕面】 外国学研究講義棟 2 階

